

李那時局対策、南、北、東、西、中、五方、考察、昭和二年六月一日、木村私案
 昨今支那時局展開、模様ヲ見ルニ南北兩軍ノ兵戰
 一段落ヲ告ケ止ムナリ自然、休戰狀態ニ入ルヤ否未
 一倒ニ決ス早クモ左派勢力固、政戰即チ妥協軍
 郭蔭リニ起リ或ハ張作霖、周錫山、蔣介石ノ固安
 協進行中ニシテ唐生智、馮玉祥ノ北進ヲ阻止スル
 二至ル、レト云セ或ハ馮、唐、蔣ノ一致提携ニ依リ更ニ
 南軍ノ北伐ヲ完成ス、レト云ヒ或ハ蔣、周ノ固安ニ
 相峙シテ提携成ルモ固安ノ固ニ利害錯綜シテ
 妥協容易ナリサカモノアリ然レテ此ノ固安ニ第一馮

MARUZEN II

P.V.M. 23

37

私案

省長ノ負、レト省長親任以來我ニ対スル不法事件
 生ノ不都合、^也數、立テ彼ニ責アル張作霖、^也クハ
 奉天軍備トシテ、面目ヲ損スル道ニアリテ我ニ驕從
 スルヲ難シトセサル、ク我トシテモ表面鉄道問題ヲ
 主トシテ各級事件ヲ交渉、表面上從、トモ、一石
 二鳥、結果アル、中カ卑見幸ニ持締結ヲ得、開東
 軍司令官及滿鉄社長、然ル、ノノ即チ達望ヲ清メ

MARUZEN II

P.V.M. 23

36

一、策動の、ハキヲ想像スルモノアリ諸説正カトシテ
 右派左派ノ態を不分明ナラシメ形勢ノ推移逆照
 之難キモノアリト雖要スルニ右運動タルヤ左派
 勢力カ差當リ各自ノ地歩ヲ保タムカ角ニスル權宜
 存動ニシテ大勢ヲ遷観スルニ此ノ際相當ノ永續性ヲ
 有スル莫ク妥協ヲ實現スルコト極メテ困難ナリ
 ト云フハハシ佐ヲ我方トシテハ如上一時的ノ妥協苟
 合ニ望ミ居レシ之ヲ基礎トシテ政策ヲ樹テ更ニ進ニ
 了此ノ運動ノ場中ニ帝國政府自ラ干渉スルカ如ク
 輕率ニ斷シテ避ケサルハカラス特ニ混沌タル今日ノ

去即ニ對シテハ須ク大局ノ推移ニ着眼シテ予算豫メ
 之ニ知スルニ途ヲ講ヒサルハカラス此ノ見地ニ基テ支
 那時局ニ對スル万策ヲ考慮スルニ
 一、支那南方ニ對シテハ既述ノ方針ニ依リ支那人ヲ
 了自ラ肅清ヲ斷行セシムルコトヲ主眼トシ國民
 軍中總司令部ノ建設的事業ニ對シテハ適宜別
 國トモ協調シテ精神の援助ヲ与ヘ南方ニ於テ
 此反動の分解作用ヲ益々助長シ漸次共產不
 總司令部ノ消滅ヲ期スハノ斯クテ何等カノ取
 於テ南方諸派ノ内ニ自然ノ結合行ハル孫文ノ

MARUZEN III

P.V.M. 23 39

MARUZEN III

2 P.V.M. 23 38

満蒙の開發は永久確實なることを在り、其先決問題
 は第一に相當の年限内地元の政情を安定し、保持
 して得るべきに在り、之を爲すに何時迄も張作霖が
 唯一目標として事を行はねばならぬ、極く短期見
 には、且極く予不得筆を以て之を述べ置かば、
 中程乃至其勢力消長、跡を見れば、眞に戦争
 三つの大戦、三つの結局、妥協により、形勢定まる
 常、一と而して在る、協の結果、優越者たるカ方
 は必ず、直に人氣、即ち輿論を、買ひ取り、たんと
 する要あり、ト此、見地より、張作霖の現況

MARUZEN

P.V.M. 23

41

道州に在る南京遷都問題起る場合、之を要する
 所以、南に在る政情を安定し、目標として、南方政權
 ト友好的關係を、保ち、其、和平的の、經濟發展
 を、謀る、努力する、單賢明なりトス。
 然るに、北支殊に滿蒙の問題、是より、直接、密接に
 利害並、東亞、安寧、に、鎖、帝國、独自、立場を、
 確立、先、政情、安定、策を、講じ、サル、カ、ラ、ズ、殊に、世
 間、現、内、閣、に、對し、期待、を、亦、茲に、存、する、に、明、なり
 然り、而して、滿蒙の開發問題、は、市場、泥棒、的、に、二
 一、利権を、獲得、する、に、ア、ラス、に、一、般、的、殊に、經

MARUZEN

P.V.M. 23

40

殊に其ノ關係ニ伴フ帝國ノ威力ヲ巧ニ利用シ来ル
力爲サルヲ斷言スルニ憚ラズ即チ後述被力支
邦^ニ起タル勢力ト抵抗シテ敗ルルヲ常ニ東ニ
省ニ竄入シテ後圖ヲ計リタルモノニシテ對独關係
ニ付テ見ルモ露國力彼ヲ徹底的ニ威嚇シ得サ
ルニ至ク帝國ノ滿蒙ニ於ケル地位ヲ無視シ得
サルヲ爲サリ換言スルハ張ノ今日アルハ張自身
勢力保持ノ實力ヲ有スルヲ爲ニテラス又帝國
ニ於テ積極的ニ張ヲ援助スルヲ爲ニテラス只
帝國ニ於テ滿蒙ニ於ケル特殊地位ヲ確保スル

MARUZEN III
7 P.V.M. 23 43

見ふに彼如何等政治の手腕ナキ一介ノ武將ナル
ヲ周知ノ事實ニシテ其支那本土ニ於ケル不人氣ハ
各政治家各団体ノ各軍人固ニ於ケル一室不動ノ
輿論ナリ而シテ彼力長年勢力ヲ扶殖シ来リタ
ル東三省ニ於テモ數モ不人氣ナルに彼ナルコト一部
邦人ノ反對喧傳ニ拘ラズ明白ナル事實ナリ今
更ニ老境ニ達スル彼力思想ヲ一変シテ其ノ政治的輿
論ヲ恢復スベシト考フルハ空想ニ過ラス
(四) 而モ今日ニ至ル迄彼力其ノ勢力ヲ維持シ来ル
所以一ニ帝國ノ満蒙ニ於ケル密接ノ不可分ノ關係

MARUZEN III
6 P.V.M. 23 42

一決意鞏固ナルモノアルカガ其必然ノ結果トシテ
東三省内ニ臨ルル彼等ノ其内外ニ対スル地位ヲ維
持スルヲ得ルモノナリ即チ対内對外共ニ張作
霖今日ノ地位ヲハハニ日本ノ威カノ反映ニ過ギ
ス同時ニ南國ノ滿蒙ニ於テハ特殊地位ハ一部ノ
主張ノ如ク何等張作霖一身ノ興亡ニヨリテ消
長アルモノモ一ニ非ズ唯張力長ク東三省ニ蟠
居レ日本ト接觸セル關係上滿蒙問題其ノ他ニ付
注合ニ便利ナリト云フハキノミ

(12) 而シテ茲ニ留意スハ日本從來張ニ於テ日本ノ

威カヲ利用スルヤ何壽日本ノ對露外交全局ニ對ス
ル機敏ナル關係ヲ顧ミス爲ニ帝國ノ露支ニ對スル
親善關係ヲ不必要ニ惡化セシメヨト一再ナレリ知
ラズ遂般ノ消息ハ今次吾那ノ大變革期ニ際シ特
ニ我ニ朝鮮ノ考量ヲスハ重要問題ニシテ卑見ニ
依リ最早帝國トシテハ張一身ノ浮沈ト帝國ノ
滿蒙ニ於テハ特殊地位擁護ノ問題トヲ截然區別
シテ考量シ且之ヲ実行スハナリ時機ニ形到達セ
ルモノナリト信ス即チ張今日ノ苦境ニ鑑ミルニ
我方ニ於テ彼ヲ援助セサル限リ彼ノ自滅ニ時日ノ

問題ナリト思考セラル此ノ際日中ノ外交關係上其那全
般ニ又世界的ニ不評判ナル張而シテ其壽命短キ
彼ト生死ヲ共ニスルカ如ク想像セラル能ハシ之ヲ棄
却セサルハカラスカ爲ニ彼ニ對シ絶對ニ援助ヲ與ヘ
サルノミナラス必要ノ場合ニ彼ニ對シ相當ノ壓迫ヲ
加フヲ許セサルノ覺悟ヲ要スル同時ニ苟ニ我滿
蒙ニ於ケル特殊地位並權益ニ對スル不道理ナル侵
害起ル場合ニ至リ何レノ黨派又ハ何レノ外國何
ノ方面ヨリ來ルヲ問ハズ敢然起リ之ヲ阻止スルノ
覺悟ヲ要ス若シ夫レ滿蒙ノ開發能ハシ我既得末

MARUZEN

10 P.V.M. 23 46

得ノ權益ノ伸張ニ至リテハ此ノ際直ニ之ヲ實現ヲ計
ラントスルニ困難ナルヲ以テ我方トシテハ差當リ一旦
毛匪ニ同地方ニ於テケル政情ノ安寧ヲ計ルニ努
メ機ヲ見テ徐々ニ右權益ノ伸張ヲ期スハ今
日張ノ窮境ニ至レバニ積極的援助ヲ與ヘテ
大權益ノ獲得ヲ夢ムルカ如クハ時世ヲ無視
セシ短見の自給的政策ニシテ我滿蒙政策
ノ得來ヲ恣ニエト云フハ之
三以上ノ考慮ニ基テ張作霖現在ノ地位ヲ考慮
スルニ三ツノ場合ヲ想像スルヲ得一ト即チ

MARUZEN

11 P.V.M. 23 47

(1) 張力北支に於て左然失敗の身ヲ以て天津組
界若くは日軍に之命を又遂に部下ノ角ニ殺害
セラルルカ如何の場合ニ直ニ張亡中后ノ東三省ノ
事態ヲ如何ニシテ收拾スヘキヤノ問題ヲ考究
スルニ足ルニ即チ北支ノ動亂力東三省ニ波及スルヲ
防カムカ爲メ機ヲ逸セス適當ノ中心人物ヲ以テ
東三省人ノ東三省主義ヲ標榜シ保境安民ノ主
張ヲ下ニ南北兩軍ノ停戦ヲ提議セシメ同時ニ
云民主義賛成國民革命運動勸導歡迎ノ意
ヲ表明セシムヘク之カ爲メハ表裏共ニ右中心人

MARUZEN

12

P.V.M. 23

48

物ヲ指導援助スルコト肝要ナリ之ニモ拘ラス南軍
内外ニ進出セハ亦二奉直戦争當時其ノ僥一聲明ヲ
反覆シテ我滿蒙ノ特殊地位擁護ニ対スル終始一
貫ノ態度ヲ明ニシ必要ニ応シ適當ノ手段ニ出ツル
ヲ要ス
若シモ夫レ右中心人物問題ニ関シハ差当リ吉林
黑龍兩省ハ先ツ張作霖相吳俊陞ヲ其ノ僥トシ
得ヘキヲ以テ奉天省ニ関シ新進ノ將軍ヲ以テ軍
事ヲ統帥セシメ一方直ニ王永江ノ復活ヲ促シ先
奉天省ノ政務ヲ建直サント進ニテ三省ノ實力者ノ

MARUZEN

P.V.M. 23

49

聯契ノ基礎ニ於テ東三省ノ政務ヲ總攬セラルル
 然ル可シ而シテ左新進ノ將帥トシテハ吉黒西
 省方面殊ニ王永江トノ合作上或ハ韓麟春アタリヲ
 挙クルコトトナルハト思召セラル楊守選ニ至リテ
 ハ彼力東三省者唯一ノ智囊囊タルコト疑マラズ
 スト雖不幸今日ニ至ル迄身ニ一兵ヲ有セズ最近
 實力ノ準備ニ着手セルモ未ダ成功スルニ至ラズ彼
 ハ張作霖トモ必ス之ヲ毅然タラザンモノアルノ
 ナラス吉黒西方面ノ舊軍閥トノ關係ハ犬猿モ亦
 要ナラス王トハ全然面立セズ故ニ速ニ東三省人心

MARUZEN II

P.V.M. 23

50

ノ安寧ヲ計ラムカ爲ニ楊ノ個人ノ才能ニ眩惑スルコ
 トナク東三省全般ノ調和ニ留意シテ事ヲ望ムルヲ
 要スハ楊ノ個人ニ付テハ一時引退若ハ日平ニ亡命セ
 シト他日出薈機ヲ得タルコト將來アル被後
 ノ爲ニ謀リテ思ハル所以ナリト思召ス
 (四)張北主ニ大敗シテ僅カニ千兵ヲ以テ東三省ニ北シタル
 場合ニ最早軍隊ヲ一般ノ民ニ使フ迎ヘサスハク奉
 天省城ニ入ルニ先キ或ハ錦州邊ニ使ノ下野運動
 以外ナリ起ルニ至ルハ之故ニ此ノ場合日平トシテハ彼
 自著的下野ヲ總通スルヲ彼之ニ応ストルハ前

MARUZEN II

P.V.M. 23 51

記の一場合ト同様ニ措置スルヲ得ルハ彼等ノ一途
ニ志セサルニ於テハ彼等ノ見殺シスハ中旨ヲ宣明スル等
相当ノ圧迫ヲ加ヘテ彼等ノ決意ヲ促スコト可然
ウ 彼等ノ少クトモ半數以上ノ兵力ヲ取獲メテ奉天ニ
歸リ得タル場合ハ日中トハ最慎重ニ措置スルヲ
要スル次ナルカ 斯ル場合ニハ東三省ノ財政全
ク枯渴シテ人心全ク彼ニ反クハ一時ノ困難ナル
ハ之故ニ因ビ彼等ノ中心トシテ東三省ノ平ヲ計ムノ
態度ヲ取ルコトナク東三省ノ内部的崩解ヲ待ツ
コト可解然レテ此の場合南北西軍対峙ノ形勢ヲ

✓ 末スニ於テ前記の一場合ト同様ノ声明ヲ發シテ滿蒙
ニ對スル我終始一貫ノ態度ヲ明白スルト同時ニ
滿洲ノ事態カ何等平和的ニ依リ收拾セラルン
ニ望ムコトヲ希望シ他面斷然我顧問等ヲ引揚ゲ
レテ又一切個停業ノ勞ヲ取ラス絶對對不干渉ノ實
ヲ示シツツ時局ノ推移ヲ傍觀スルニ恐ラク期年
ナラスレテ内部ヨリノ崩解運動起ルハ其の場合
ニハハノ場合ニ準レテ措置スルコトヲ得ル
ニ 右何レノ場合ヲ向ハス東三省ノ東三省主義ニ
依リ王永江等ヲシテ眞ニ東三省ノ時局收拾ニ成功

七、我々が我滿蒙政策一実施ニ貢獻セシメルカ爲
 一、我々が一級等ニ對スル態不ハ特ニ慎重考量ヲ
 要スルモノアルハ、即チ我々方トシテハ南方派ニ對スル
 同様一時ニ權益獲得其ノ他ノ見地ヨリ露骨ニ彼
 等ヲ援助シテ却テ彼等ノ立場ヲ弱クムル如キハ極
 勉メテ之ヲ避ケサルハ、カラスト思考ス
 四、南軍北支ニ進カス結果上記ノ如ク東三省内ニ一
 一政治的變動起ルトセハ自然國錫山蔣介石等ノ
 態不ト相待テ國民黨ノ宿望名國民會議召
 集ノ氣運ヲ促進スルニ至ルハ、之程ヲ斯ル場合ニハ

MARUZEN II

18

P.V.M. 23 54

日中トシテハ東三省側ヲモ勸誘シテ同會議ノ成立
 ニ尽力スルハ、南方派ニ於テ孫文ノ遺訓ニ從ヒ南京ヲ
 會議地トシ、カイトリ主張スル場合ニハ東三省側ヲ
 之ヲ遲延ナク之ニ應ズルハ、之程右ハ國民政府
 ノ南京建都ト相俟テ、支那民衆ノ視線ヲ益
 々北方ヨリ遠カラシムル所以ニシテ、斯クハ如クミレテ
 支那ノ中央政府権力南京ニ確立スルニ至リハ東三省ハ
 勢ヒ支那ノ邊陲地域トシテ取扱ハムルニ至リ我滿
 蒙政策實施上ヨリ云フニ利便ヲ蒙ルコト尠カラ
 サナク、他方南京ヲ中心トシテ日支間ニ新ナル經濟

MARUZEN II

P.V.M. 23

55

滿蒙ニ於ケル懸案解決ニ關スル件 昭和二年七月九日
 滿蒙ニ於ケル政情、安定並懸案解決ニ關シテ、大
 正十五年三月二十六日肉儀決定、次第アル、但其後支那
 南北、政勢大ニ変化ヲ來セルヲ以テ、茲ニ新ナル考慮
 一、下ニ具體的計画ヲ樹テスルニ要スルニ至リ、殊ニ張
 作霖力内外共ニ苦境ニアル現下、事態ハ滿蒙ニ
 於ケル諸懸案ノ解決ヲ促進スルニ最適當ナル様
 会アリト認テ、付テ此ノ際昭和二年七月九日肉
 儀、一義認リ、但タル外交政策綱領ノ趣旨ニ基キ、
 且週般ノ東方會議ニ於ケル關係諸官ノ意見ヲ元

MARUZEN

P.V.M. 23

57

提携ヲ策シ、條口ニ長江流域ニ於ケル我平和的
 經濟的發展ニ努力スルコトヲ得、レ

MARUZEN

P.V.M. 23

56

／任し各通当ナル機会ニ於て在公使友在奉天
總領事ヲ以テ之ヲ交渉ニ當ラセラルト。

MARUZEN III

^J P.V.M. 23 59

斟酌に在、措置ニ由ツルコトト政家

(一) 滿蒙二省上諸鐵道，完成二付了，別紙来一覽

趣旨ニ依リ之カ促進ヲ圖ルコト

(二) 滿蒙二於个土地問題並非鴻溝湖鈿山由是二

付了、別紙
第二号、趣旨
ニ依リ之、
解決了

圖 17

(三) 東三省當局，簽約違反其，他不法措置三國

スル諸髣髴ニ付テ別紙ヲ三号ノ趣旨ニ依リ

解法ヲ圖ルコト

(四) 以上各項一實行運用ニ関シテハ之ヲ外務大臣ニ

MARUZEN

² P.V.M. 23 58